

○高圧ガス製造事業所関係「防災計画表」を作るための手引き

《東京都》

第1 予防対策

1 防災体制づくり

- ① 震災対策組織を編成し、役割分担を決める。
- ② 警戒宣言発令時の対策を作成する。
- ③ 高圧ガス漏えい時等の応急処置方法の手順書を作成する。
- ④ 夜間・休日等の情報収集、伝達・参集体制を確立する。
- ⑤ 地域防災組織との応援体制を強化する。

2 防災教育及び訓練

- ① 年一回以上、従業者に防災教育をする。
- ② 組織的な総合訓練、漏えい時等の初期措置、防災資器材の使用方法等の防災訓練を行う。

3 施設の危険箇所の点検と安全対策

- ① 高圧ガス設備・容器置場及び関連建物の安全点検・補強等の耐震対策を行う。
- ② 高圧ガス設備等周辺の危険箇所を把握する。

4 出火及び漏えい防止

- ① 火を使用する周囲の可燃物等を整理する。
- ② 火気器具類の点検と耐震自動消火装置の設備等の安全化を推進する。
- ③ 高圧ガスの漏えい防止対策を推進する。

5 防災資器材の整備

- ① 放水装置・消火器・保安電力用器材及び除害設備等を整備する。
- ② 空気呼吸器等の防災用具及び防災薬剤を整備する。
- ③ 救急作業資材及び救急手当用品を整備する。

第2 警戒宣言発令時の対策

1 情報の収集伝達

- ① 関係情報を収集する。

- ② 警戒宣言の正しい情報を従業者等に伝える。

2 事前措置

- ① 高圧ガス関連施設の運転・作業の停止又は制限をする。
- ② 火気作業、火気施設を停止する。
- ③ 容器の鎖がけ等の転倒・転落防止措置を行う。
- ④ 防災・救急資器材を直ちに使用できる状態にする。
- ⑤ 可燃物をかたづける。
- ⑥ 地震時の初動措置、応急措置に必要な人員の確保と指示をする。
- ⑦ 事前措置完了後、待機者を事業所の安全な場所に誘導する。
- ⑧ 時差退社を確認する。

第3 地震時の活動対策

1 初動措置

- ① 従業者に対してあわてないよう指示する。
- ② 事業所内外の出火状況を把握する。
- ③ 火災が発生した場合、初期消火を行う。
- ④ 被災者の有無を確認する。
- ⑤ 周辺地域の消火活動に協力する。

2 施設等の点検

- ① 高圧ガス設備、建物等の被害状況を点検する。
- ② 容器の転倒と損傷状況を点検する。
- ③ 高圧ガス設備、容器のガス漏れの有無を点検する。

3 応急措置

- ① 地震規模が大きい時は、元弁、緊急遮断弁等を閉止する。
- ② 被害状況に応じ、高圧ガス設備等の運転・作業及び火気器具類の使用を停止する。
- ③ ガスが漏えいしたときは、漏えい防止措置を講ずる。
- ④ 消火設備、除害設備等の準備・稼動を行う。
- ⑤ 状況に応じて従業者、付近住民等を避難させる。
- ⑥ 被害の状況に応じ、消防等の関係機関等に通報、地域防災組織等に応援を要請する。

4 情報の連絡

- ① ラジオ・テレビ等で近辺の被害状況の情報収集をする。
- ② 従業員に正しい情報を連絡する。

- ③ 被害状況に応じて周辺住民、従業者等を避難させる。

第4 復旧活動時の災害・火災防止対策

- ① 復旧のための体制作り・事前準備をする。
- ② 倒壊、被害を受けた構造物・設備等の使用禁止等の措置をする。
- ③ 高圧ガス設備等の運転又は使用開始に当たっての安全点検を行う。
- ④ ガス漏れが原因の火災や通電による電気火災の発生を防止する。
- ⑤ 工事等を行う業者に対する安全指導を行う。

第5 避難方法の確認

避難場所

避難経路

避難誘導の方法